

<p>1. 過去の競争政策のレビュー</p> <p>昭和60年の電気通信市場の自由化、電電会社の民営化以降、随分進んできた各種規制緩和や制度改革等が電気通信市場の公正競争にもたらした効果等を検証。</p>	<p>3. ICT産業全般の国際競争力強化</p> <p>少子高齢化による国内市場の縮小を補い、新たな雇用を創出する観点から、コンテンツ事業者、メーカー等を含む幅広いICT関連企業によるオールジャパン体制でのグローバル展開を促進する方を検討。</p>	<h1>ICT政策決定プラットフォーム</h1>
<p>2. 電気通信市場の環境変化への対応</p> <p>IP化、ブロードバンド化、モバイル化等近年及び将来の市場環境の変化を踏まえ、グローバルな視点から市場のさらなる発展に向けた課題の解決方策について検討。</p> <p><検討の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の電気通信市場の将来像 ・競争政策、ユニバーサルサービス制度の在り方 ・国際競争力の強化、消費者の権利保障の在り方 等 	<p>4. 地球的課題等の解決への貢献</p> <p>創造、協働の理念に基づき、環境問題や医療問題といった世界各国が直面している地域的・地球的課題について、コンテンツの豊かな流通を促すICTの利活用により、全ての人が等しく恩恵を享受できるような解決方策を検討し、英年次のAPC/関連学会等の場で提示するなど、リーダーシップを発揮する。</p>	

電子行政の推進と規制制度の見直し

2010年5月18日

NRI 野村総合研究所
シニア・フェロー
村 上 輝 康

電子行政推進に向けた5つの課題

1990年代から続けられてきた電子政府確立への取組みによって、政府・自治体業務の電子化は着実に前進。電子政府を国民・企業等とつなぎ、電子政府同士をつなぐことにより、国民の利便性や産業の生産性を向上させる電子行政が必要。

課題1. 国民ID制度の整備

原口五原則を踏まえ、国民が自らの情報をコントロール可能、かつ、既存リソースを活用し、民間IDとも連携可能な国民ID制度を整備することが電子行政の突破口に。

課題2. 利用者である国民、企業等のメリットの見える化

電子行政の利用者である国民、企業等にとって、具体的なメリットが目に見えるような取組みに貢献する、政府・自治体の効率の向上のための仕組みの構築。

課題3. クラウドサービスの徹底活用

クラウドコンピューティングという技術革新の果実を電子行政においてフルに活用するクラウドサービスの展開により行政コストの大幅削減を実現する。

課題4. 行政における業務改革・規制改革の徹底

クラウドサービスの導入等を機に、行政の業務プロセスを抜本的に見直すBPR(Business Process Reengineering)と、所要の規制改革を徹底するとともに、効率向上幅の大きい部署には新規施策の展開を優遇するなど、インセンティブ導入の仕組みを整備。

課題5. 国と地方が一体となった推進

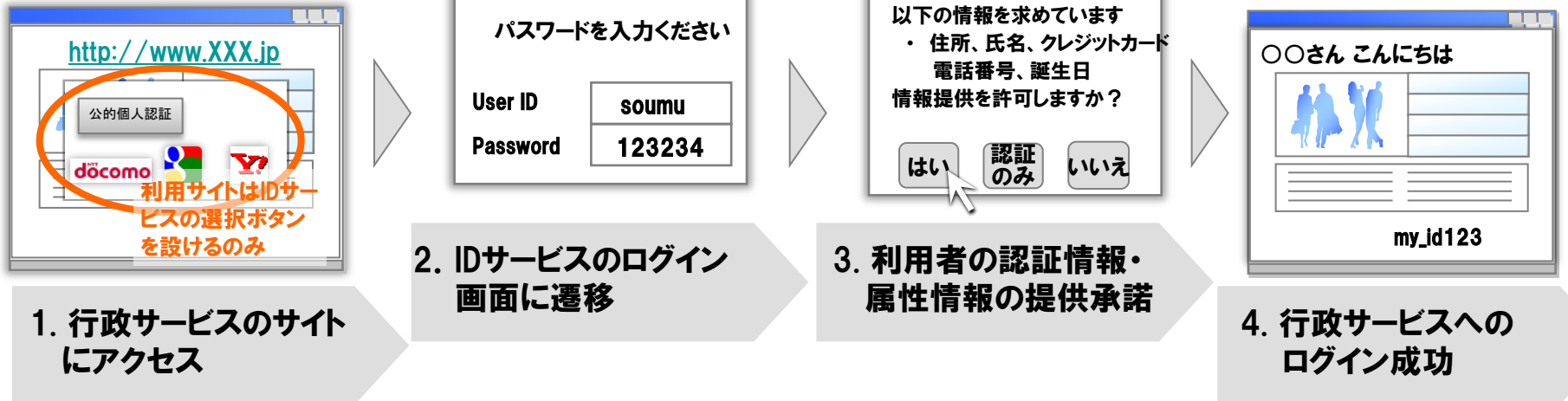
国と地方が一体となった電子行政・電子自治体を推進するため、協定締結による標準仕様策定の推進(システム間連携の実現)などを進める体制の確立。

原口5原則と国民ID制度

- 原則1: 国民の権利を守るための番号であること
- 原則2: 自らの情報を不正に利用、ストックされず、また、自らこれにアクセスし確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること
- 原則3: 利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること
- 原則4: 費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること
- 原則5: 国と地方が協力しながら進めること

「自己情報」(認証結果や属性情報をはじめとしたID情報)の提供/連携が、利用者本人の意思と同意に基づいて行なわれるのがポイント

<サービスのイメージ>

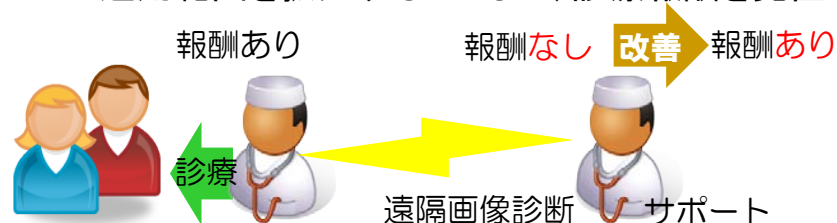


電子行政推進に必要な規制改革の事例(その1)

○遠隔医療【医師法(厚生労働省)】

- ・ 医師法第20条において対面診療が原則とされており、遠隔医療技術による診療として認めているのは、7つの疾病等のみ
- ・ 専門医が現場の医師を支援する場合、サポートする側の専門医に対する報酬がない

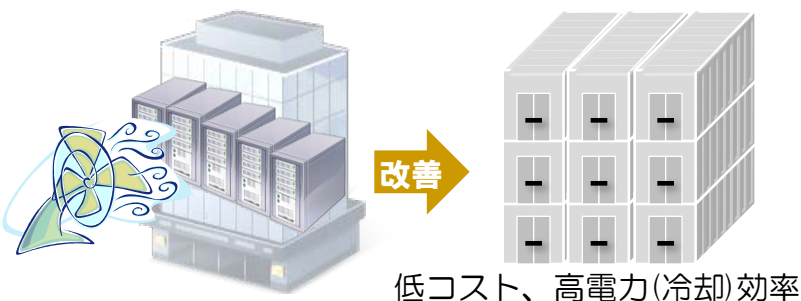
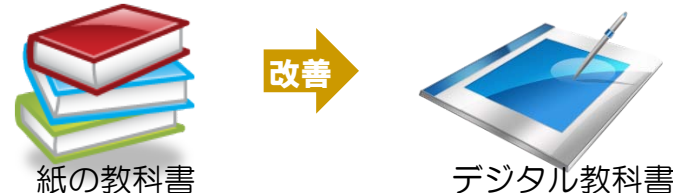
➡ 安全性・有効性等が認められた遠隔医療技術について適用範囲を拡大するとともに、診療報酬を見直し



○デジタル教科書【教科書の発行に関する臨時措置法(文部科学省)】

- ・ 「教科書の発行に関する臨時措置法」に基づく、紙の教科書を前提とした制度
(教科書の表紙には「教科書」の文字を、末尾には、印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない)

➡ 教科書の電子化の促進による協働教育の実現

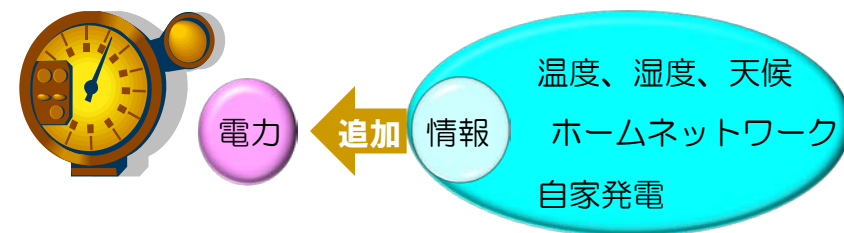


○コンテナ型データセンター

【建築基準法(国土交通省)・消防法(総務省消防庁)】

- ・ コンテナであっても、建築基準法の対象となる場合あり
- ・ 密閉空間毎に消防設備(消火器具等)の設置が必要

➡ コストパフォーマンスの高いコンテナ型データセンターの普及



○スマートメーター【電気事業法・計量法(経済産業省)】

- ・ 電気事業法上、電力量計は電力会社が機器選定し、電力会社が所有
- ・ 計量法により、全数検査と10年ごとの検定(経産省所管の特殊法人が実施)が義務づけ

➡ 電力使用量に各種情報を加えた新たなサービスの創出

電子行政推進に必要な規制改革の事例(その2)

○匿名化された統計情報の利用【統計法(総務省統計局)】

- ・ 統計法において、学術研究の発展に資すると認める場合等のみ、匿名データの提供ができると規定

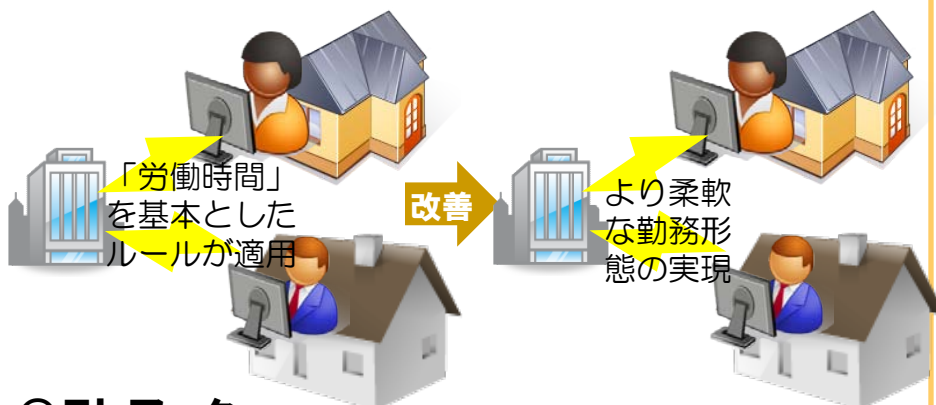
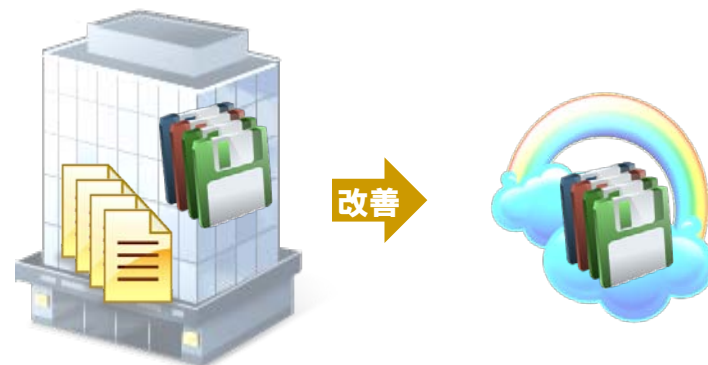
➡ 行政機関が保有している統計情報について、プライバシーの保護や個人情報保護の観点も踏まえつつ、利活用を促進することにより、新しい情報提供サービス産業等を創出



○戸籍の保存【戸籍法(法務省)】

- ・ 正本は市役所又は町村役場に、副本は法務局に保存しなければならない

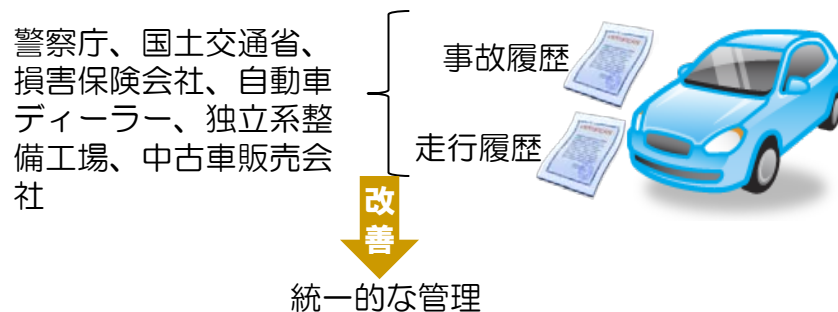
➡ クラウド上に戸籍を置くことにより、行政コストを低減



○テレワーク【労働基準法・労働者災害補償保険法等(厚生労働省)】

- ・ 現在の労働基準関係法令においては、仕事の成果ではなく「労働時間」を基本としたルールが適用

➡ ワーク・ライフ・バランスの実現、多様な勤務形態の実現



○自動車関連情報の参照

【道路交通法(警察庁)・道路運送車両法(国土交通省)】

- ・ 自動車の各種履歴情報(事故履歴、走行履歴等)が、統一的に管理されていない

➡ 中古車市場における中古車の適正な評価を可能とし、市場を活性化